

令和4年10月19日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
西行建設（株） 島根県益田市高津6-22-21
令和4年10月19日～令和4年11月18日（1ヶ月）
地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である西行建設(株)が二次下請負人として請け負った民間企業発注の「新姫川第六発電所新設工事」において、令和3年1月28日に同者労働者が車両系建設機械から墜落する労働災害が発生したが、この件について、真実の労働災害を秘匿し、上越労働基準監督署長に虚偽の報告書を提出したとして、令和4年2月24日、同者及び同者の社員1名が高田簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上